

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の
再編及び強化に関する法律に関する留意事項について
(再編強化法ガイドライン)

平成 23 年 11 月

農林水産省経営局
水 産 庁

【省略用語例】

このガイドラインにおいて使用した次の用語は、それぞれ次に掲げるものを示すものである。

法・・・・・・・・・・農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成８年法律第118号）

貯保特例業務命令・・・・農水産業協同組合貯金保険機構の震災特例業務の実施に関し必要な事項を定める命令（平成２３年内閣府・財務省・農林水産省令第１号）

機構・・・・・・・・・・農水産業協同組合貯金保険機構

特定優先出資等・・・・法附則第３条第１項に規定する特定優先出資等

貯保特例業務命令第３条関係

（機構が取得する特定優先出資等の額）

機構が法附則第３条第２項の申込みを受けて取得する特定優先出資等の額は、特定優先出資等の総額のうち50億円以下の金額に10分の８を乗じて計算した金額と当該額のうち50億円を超える金額に10分の９を乗じて計算した金額との合計額を目安とすることに留意する。

平成23年11月８日 制定